

かすみがうら市教育委員会1月定例会会議録

1 招集期日

平成29年1月26日(木)

2 招集場所

あじさい館 会議室3・4

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 裕 之
千代田中・下稲吉中地区公民館長	吉 田 均
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協議事項

報告第1号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第1号 かすみがうら市教育振興基本計画について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

学校教育課総務担当係長： 起立、礼、着席。  
教 育 長： では、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、1月の定例教育委員会を開催いたします。  
次に、「教育長報告について」、私よりご報告させていただきます。  
資料教育長動静により報告する。(1月の教育長事務報告、内容省略)  
ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。  
特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。  
報告第1号「かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長： それでは資料の2ページをご覧頂きたいと思います。  
報告第1号かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、平成29年1月26日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成28年かすみがうら市議会第4回定例会において「かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が可決成立したので、別紙のとおり報告します。

本条例につきましては、12月議会に提出、議決となったものでございます。条例の提出にあたりましては、事前に教育委員会の意見が求められるところでございまして、12月議会へ提出された教育委員会関係議案につきましては、11月25日の11月定例会議案第49号で議案に係る意見聴取について審議をいただいておりますが、本条例につきましては、その時点で国の法律が可決していなかったことから、意見の聴取がなされていなかったため今回報告させていただくものでございます。

次の3ページをご覧いただきたいと思います。平成28年かすみがうら市条例第41号かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。概要につきましては、国及び他自治体の勤務条件との均衡を図るため、平成28年人事院勧告に伴い介護休暇等について国に準拠した制度とするものということでございます。

次に新旧対照表の6ページをご覧いただきたいと思います。改正前、改正後となっております。改正後の、第8条の2の1項及び2項の関係でございますが、こちらについては、子の範囲の拡大ということで、育児を行う職員の早出遅出勤務及び深夜勤務及び時間外勤務制限については、法律上の親子関係がある子に限られておりましたが、対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子、さらに養子縁組、里親に委託されている子を対象とするような改正内容でございます。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。8ページの中ほどの第15条の介護休暇の中の改正でございますが、こちらについては介護休暇の分割というようなことで、介護休暇の請求できる期間については、これまで連続する6ヶ月の期間内とされていましたが、改正の内容としましては、職員の申し出に基づいて、通算して6ヶ月の範囲内で3回まで分割が可能となった内容でございます。

次にその下の15条の2の介護時間休暇でございます。こちらは新設ということでございまして、連続する3年の期間内に1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる制度を新設するというような内容の条文でございます。附則といたしましては、施行年月日を29年1月1日から施行ということと、後、経過措置で、現在取得中のものに対する期間の指定を2項で定めておる内容でございます。

説明については、以上でございます。

教 育 長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

委員： ちょっとわからないところがあるのでお聞きしたいにですけど、9ページなのですが、そこに1日につき2時間を超えない範囲内で、って書いてありますよね。これは例えば職員がちょっと市役所より遠いところにいる場合、その行き帰りにかかる時間も加算されているのですか。一緒に。

学校教育課長： 基本的には、休暇については、勤務しない時間になりますので、例えば出張している場合は、帰庁してから休暇の扱いということになることと思います。例えば12時から4時まで、会議が例えば1時にあって、会議が終わって出張して、4時に帰庁した場合は、休暇は1時間15分ですか、というような。勤務が終了した時間からの。

委員： そうじゃなくて、これ、介護時間っていうのは、1日8時間勤務する時に、例えば、10時から12時まで欲しいと言った場合に、2時間それでもらえるわけですよ。でも、もしもその本人が自分の親がちょっと遠いところにいる、そうして2時間で行って帰って来られないという場合もあると思うのです。そうすると、その超えた時間については年休をもらっておいて、そして介護時間は2時間、というふうにするわけですか。

学校教育課長： 勤務ですので、実際に勤務できなかった時間になりますので、ということは、今、委員さんがおっしゃったように、例えば、帰るものは勤務に入らない仕切りになると思います。

委員： わかりました。

教育長： その他、ございませんか。

委員： 私ちょっと、用語の意味が難しくてちょっと分からないもので、お伺いしたいのですが、例えば6ページと、特別養子縁組とか、養親とかがあってあるのですが、この辺は平たく言うとうどんのような受け止め方というか、理解をすればいいのかっていうのが、簡単に説明していただければ助かります。

学校教育課長： まず、特別養子縁組の監護期間中の子と養子縁組、里親に委託されている子が今度は新しく入るといようなことでございます  
大変申し訳ありません。細かい子の対象の内容については、把握しておりません。

委員： そうですか。具体的にどうなっているのかと単純に思ったものですから。

学校教育課長： これまでは、法律で親子関係がある子の監護のみ対象となっておりましたが、今後はその他に養子縁組まで。

委員： 範囲が広がるということでしょうけど、どの辺で範囲が広がるのかピンとこなかったのですからお伺いだけです。

学校教育課長： 申し訳ありません。

委員： 後で分かれば、教えていただければ助かります。

教育長： 後程、よく分かるような説明をしていただくということで。

学校教育課長： 後程確認して報告させていただきます。

教育長： よろしくお願いします。その他ございませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので報告第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって報告第1号については、原案のとおり承認します。以上で、本日の付議案件の審議は全て終了いたしました。事務局から1件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加

議案について配布願います。

それでは事務局の説明を求めます。

学校教育課長： 議案第1号かすみがうら市教育振興基本計画について、平成29年1月26日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。教育基本法第17条第2項に基づき定める、かすみがうら市教育振興基本計画の策定について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

計画につきましては、これまでご説明をさせていただきましたように、12月の23日から1月5日まで意見公募、パブリックコメントを行いまして、そちらについては特に意見がございませんでした。1月の20日に第4回教育振興基本計画策定委員会で、計画案についてご審議をいただき、承認をいただきましたことから、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

それではまず、これまでの素案の時点からの修正箇所を説明させていただきます。計画書の内容は基本的に素案の内容と変更はございませんが、一部修正をしております。

37ページを開いていただきたいと思います。37ページの上の方の具体的施策の①の「幼児教育の推進」と、施策名がございまして。こちらがこれまで、「幼稚園教育の推進」というようなことで、「幼稚園」と記載してございました。この表記では幼稚園に特化した内容になってしまうということから、幼児のための教育を推進する施策の一部ということで、36ページの最上部の具体的施策名と整合性を持たせた表記として でございます。幼稚園の園を削除しております。

次に45ページ。45ページの一番上の表題の施策名がこれまで、「健康や体力の向上」としておりましたが、「健康の増進」の「増進」を加えさせていただいて、「健康の増進や体力の向上」ということで修正をさせていただいております。

次に、計画の内容の他に、追加した内容を説明させていただきます。1点目が表紙の部分でございます。表紙の一番下のほうに、計画書の発行年月日を表示させていただくように修正をいたしております。また併せて、教育委員会名を記載しております。

2点目が表紙の裏、目次をご覧くださいと思います。これまで英数字の1、2、3、4ということで、こちらまででございましたが、ローマ数字のVとVIを新たにつけさせていただいております。

内容につきましては100ページをご覧くださいと思います。こちらが、新たに英数字のVの「計画の実現に向けて」の内容でございまして、1点目が、「推進体制の強化」でございます。多くの計画を実現するためには関連する部署などの連携が必要不可欠でございます。児童保育との連携では保健福祉部。文化施策と観光との連携では環境経済部など。きめ細かい連携が必要なことから、そうさせていただいております。

2の「計画の点検・評価」でございます。本計画の進行管理は教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告と併せ実施する内容を記述いたしました。

次に101ページのほう、3の「計画の見直し」でございます。今回の計画策定同時に計画期間終了に伴って見直しを行う内容でございます。また、市総合計画も時期を同一になっていることから、整合性を図ることとする記述としております。

4の「計画の公表と情報の提供」でございます。本計画の公表方法などを記述させていただきました。市広報誌、市ホームページなどを活用し、多くの情報を発信したいと考えてございます。

次に103ページからですね、英数字のVIの「資料編」となっております。

して、104ページから、105ページにかけては教育振興基本計画策定委員会の設置の要綱を記載しております。106ページは策定委員会の委員さんの名簿、107ページはその下部組織のワーキングチームの名簿、最後に108ページにですね、策定の経緯というようなことで、策定に関する経緯を記載してございます。

一番下のほう、網かけておりますが、1月、本日、教育委員会のほうで議決をいただければ、2月には議会の全員評議会のほうに策定について報告をさせていただくようなこととしてございます。

あと最後にですね、前回、教育委員会の中で、委員さんのほうから、豊かな教育の育成の中に、食育ということをもう少し盛り込んでいただけないかというようなご意見につきましては、策定委員会のほうにご説明をさせていただきました。特にご意見はございませんで、そのままの状況でございます。そちらについてはこれまで施策については体系的に整理しておりますので、食育については、健康の増進や体力の向上の施策として整理しております。児童生徒の食育を推進することとしておりますので、その中で心が豊かになるようないろいろな事業を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

委員：ありがとうございます。

学校教育課長：説明につきましては、以上でございます。

教育長：ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第1号については何かご意見ございませんか。

ご意見なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり決めます。

以上で本日の付議案件は全て終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課長：学校教育課の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

指導室長：学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

生涯学習課長：生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

郷土資料館長：生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館長：霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

千代田中・下稲吉中地区公民館長：千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

生涯学習課長(図書館長代理)：図書館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

教育長：ただいまの説明について、何か、ご質疑はございませんか。

委員：図書館のほうに質問なのですが、あじさい館含む図書館の年末年始ですよ、12月は何日までやったか、正月は何日から始まったかっていうことを教えていただければ。

生涯学習課長：条例通りのお休みで、27日までやって、始まったのが1月4日だったと思います。図書館長、今日お休みなので、たぶんそんな。

委員：なんか、私がちょっと伺ったのは26日であじさい館にある図書館がなんか。

- 生涯学習課長 : 月曜日が休館日だったからです  
 委 員 : そうすると26日までみたいな感じで。じゃ28日っていうのは火曜日か。要はその、借りに行ったら閉まっていたって言うんでその辺なんとかならないのかな、みたいな地域の人の話があって、私もいつまでやってたか分からなかったんですね。
- 生涯学習課長 : 実際は図書館も、みんなそうですけど、条例に則った形で休館にしていると思いますけど、ただ実際には図書館長の権限で特別に開くことはきっとできるかと思しますので。なるべく図書館も休館日を減らすような形で、昨年度ぐらいから、例えば本の整理作業をやる日にちを減らしたりとかして、それは意識してはいるのですが、年末年始はあじさい館も実際に長く休みにしていることもありますので、きっとそういうような話はあるのかと。
- 委 員 : あじさい館そのものっていうのは何日まで。  
 生涯学習課長 : あじさい館も同じだと思います。27日から。  
 委 員 : 27日から休み。  
 生涯学習課長 : はい。それはもう条例で決まっています。  
 委 員 : そうですか。  
 生涯学習課長 : ただ、職員は28日までは仕事なので来ておりますけど、お風呂とかそういうのはそれで終わりだったかと思えます。
- 委 員 : 28日までは来ていても、仕事の的には26日で終わっちゃう。  
 生涯学習課長 : 仕事はしております。あじさい館の貸し出しとか。  
 委 員 : 本の貸し出しとか。  
 生涯学習課長 : そうです。お風呂とかは。  
 委 員 : ということは、26日までで27日から休みみたいな。  
 生涯学習課長 : そう。だから同じ。  
 委 員 : なんかその辺もうちょっとこう、期間的に年末やっていただければありがたいというような、そういうお話があったということです。
- 生涯学習課長 : 分かりました。  
 教 育 長 : その他。  
 委 員 : 郷土資料館のほうです、先人のシリーズということで、こういう本を今までも伊東甲子太郎とかね、ありましたけども、これは学校のほうに、クラスのほうには置いてある…。
- 郷土資料館長 : 今から配布します。  
 委 員 : 配付する時、先生から子どもたちに一声かけていただいて子どもたちが読んでみたいと思うような指導をしていただけるとありがたいと思います。子どもたちより前に先生方に本を読んでいただいて、かすみがうら市にはこのような方がいたという事実を一言添えて配付してもらえると、より子どもたちは関心をもって読んでもらえると思います。
- 郷土資料館長 : 説明はしておりますが、今までも3冊配っていますが、これを基にして出前授業ということで、学校のクラスでそういうのをやりますよ、と言っているのですが、依頼がない状況です。先生にこれを全部説明するのはなかなか難しいので、子ども達の中で、社会科の授業の中で何か特別な、総合学習か何かの段階で、もし、これについて授業をして欲しいということであれば、うちの方で行くのですが。
- 委 員 : 授業というよりは、かすみがうら市にこういう方がいたんだ。で、ちょっと一言ね、細かくじゃなくていいと思います。そのことを子ども達にまずは伝えて、それで、この本を置いておくからあとで時間があつたら見てね、というようなことを言っていただければいいなっていうふうに思いましたのでね。
- 生涯学習課長 : 配布します。子ども達一人一人に。

委員 : さっきの話では、あまりの低学年は分かりづらいので、4年生以上に。  
 委員 : 一人一人にですね。  
 郷土資料館長 : 後は、学校に図書館用に10冊くらい余分に配るつもりでいます。  
 委員 : 委員の言いたいことは、子ども達に積極的に読んで欲しいわけだから、  
 教育長に、校長会の時にこういうやつを分けるから各先生方で、4年生以上はよく読むようになど、こういうことあると校長先生から伝えていただければいいと思います。

委員 : お願いします。素晴らしい人がいたっていう。  
 教育長 : ただ今の報告については、確かにね。ただ配るっていうだけよりも、効果があると思うので、校長会、あるいは教務主任会の折りにまず話をしまして、子ども達への周知を細やかにやってもらうということで、対応していきたいと思います。

委員 : よろしくをお願いします。  
 教育長 : ありがとうございます。  
 委員 : あと一つですが、土曜名画座って毎回やっていると思いますが、他地区の人は見られないですか。見られますか。

生涯学習課長 : 他地区っていうよりは市外の方も見にいらっしゃっております。常陽リビングとかに必ず出していますので。基本的には、図書館にあるビデオライブラリーがもっていないので、上映権利を付いているものについては、上映会をやりましょうということをやっている事業です。別にその、地区には限定しておらず、誰でも見に来てくれる人がいれば見ていただきたいと思います。

委員 : いい映画を上映されていますのでもっと知名度が上がってたくさんの方に見ていただけるとよいと思います。今月は寒かったですね。

生涯学習課長 : 今回、実はその辺あって、1週間くらい前にBSでやったのはやったんです。ちょうどそういうのもあったのかなと。実際に映画のフィルムを借りてきてお金をかけてやる映画の時とは違って、とにかく映画好きの方が、そんなに大勢50名も100名も集まらなくても、本当に映画の好きな人が定期的に見に来てくれればいいという考えでやっていますので。なるべく多く集まるような努力は今後もしていきたいと思いますが、続けてはいきたいと思っています。

委員 : 関心があって観たいと思っっているのですが、都合でいけない事が多く残念です。

生涯学習課長 : 私も個人的に行きたいと思う時があっても、仕事などがあり行けないですよ。

委員 : そうですよ。引き続きよろしくお願いします。  
 教育長 : その他、ございましたら。  
 委員 : 1月8日の成人式、本当にお疲れ様でした。課長さん始め、たくさんの方々が本当に一生懸命やっただいてる姿を、本当、ありがたい気持ちで見つめておりました。ボランティアの方々も本当にやさしく接して下さい。あと、やっぱりオニツカサリーさんの歌の迫力で無事、会が成立しているのではと、すごく感じております。来年度も大変かと思っていますので、また頑張っただけていただけたらと思います。一言、本当ありがとうございました。それだけです。

教育長 : その他、ございますか。  
 委員 : 来月は21日を予定していますよね。3月に入るともういろんな行事が入って来ると思うので、ここから3月、4月初頭までの予定日だけを言っただけであれば、教育委員のほうで知っていればそこ空けておくと思いますのでね。卒業式、入学式、辞令交付式と。

教育長 : じゃ、今分かっている範囲で室長のほうから。中学校の卒業式、小学校

指導室長                   の卒業式。  
                                  中学校の卒業式は、3月10日金曜日になります。小学校が1週間後の  
                                  3月17日。辞令交付式のほうは、3月31日と4月3日。土が入りま  
                                  すので月曜日です。それと、小学校の入学式は4月7日金曜日。また土日  
                                  が入りますので、中学校は4月10日月曜日、ということになります。細  
                                  かい時間については、後程、文書等で連絡をしたいと思います。

委員                   ：    ありがとうございます。  
教育長                   ：    その他、ありますか。  
                                  特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。次  
                                  回の定例教育委員会は2月21日火曜日、午前9時より霞ヶ浦庁舎大会議  
                                  室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
                                  （「異議なし」の声あり）  
                                  それでは、そのようにいたします。  
                                  以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。  
                                  お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

学校教育課総務担当係長    起立、礼。

閉会 午前10時00分

教 育 長

書 記    加藤洋一

書 記    岩田幸生